

## 少子化に対応した教育の充実に向けて

～公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等の検討にあたって～

---



令和3年10月

兵庫県教育委員会



# はじめに

我が国の年少（0～14歳）人口は、1980年代初めの2,700万人規模から減少を続けており、平成27(2015)年に1,500万人台に減少し、令和28(2046)年には、1,000万人台を割り込むという推計もあります。このような背景の中、小・中学校が過度に小規模化した教育条件への影響が出たりすることが懸念されています。

文部科学省は、平成27年1月、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下、「文科省手引」)を策定し、各市町においては、文科省手引を参考にしながら域内における学校規模適正化について、検討を進めてきたところです。

県教育委員会としても、これまで各市町における学校規模の適正化に向けて、指導面の充実に向けた先行事例の情報提供、人的措置及び財政措置等の支援を行ってきました。

各市町における学校規模の適正化に向けた検討は、統廃合もしくは存続のいずれかのゴールありきで、行政が一方向的に進めるものではなく、通学している児童生徒の声や児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもたちの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

そこで、本冊子では、文科省手引で示されている適正規模や適正配置等の考え方、県による支援内容、県内の先行事例等を紹介し、各市町における学校規模の適正化に向けた検討の際に、保護者や地域住民の方々との共通理解のために活用いただければと考えています。

本冊子を活用することで、それぞれの地域で子ども達を健やかに育てていくための「最善の選択」につなげていただくことを期待します。

令和3年10月

兵庫県教育委員会

## 目次

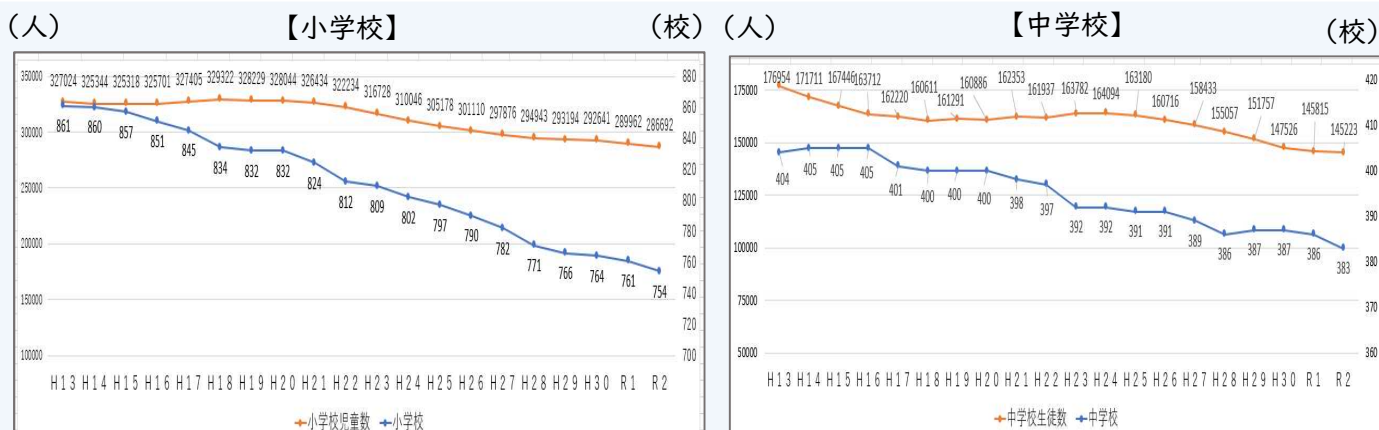
1	兵庫県における少子化の状況	1
2	児童生徒数の減少による学校規模の適正化の検討に向けて	2
3	学校を統廃合する場合への対応	6
4	小規模校を存続する場合への対応	11
5	学校の統廃合及び小規模校に関するQ&A	13

# 1 兵庫県における少子化の状況

## (1) 小・中学校の児童生徒数及び学校数の推移

本県における平成13年度から令和2年度までの20年間の児童生徒数の推移を見ると、小学校では平成20年度から、中学校では平成24年度から減少傾向が続いていることが分かります。

平成13年度と令和2年度を比較すると、小学校の児童数は40,332人減(12.3%減)、中学校の生徒数は31,731人減(17.9%減)となっており、特に小学校においては、学校の統廃合が進み、100校以上減少しています。



(左：図1) 兵庫県における児童数及び小学校数の推移 (国公私立) 【学校基本調査より】

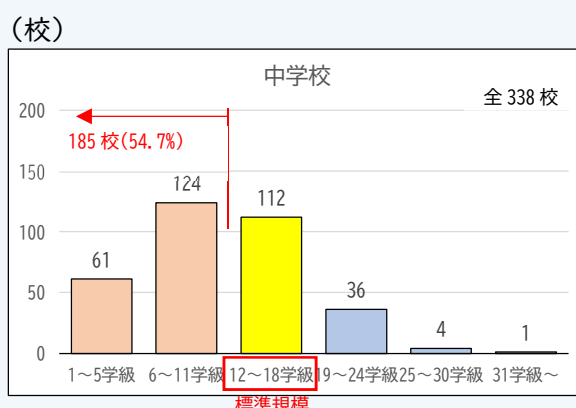
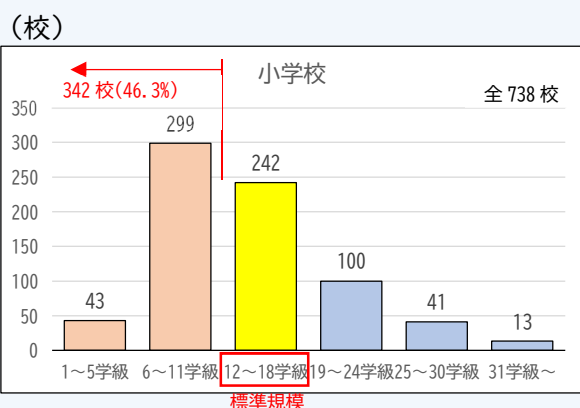
(右：図2) 兵庫県における生徒数及び中学校数の推移 (国公私立) 【学校基本調査より】

※児童生徒数には義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校(養護学校・盲学校・聾学校)を含む

## (2) 学校の標準規模の現状

小学校、中学校の標準規模は、学校教育法施行規則で、小・中学校ともに、12学級以上18学級以下(特別支援学級を除く)と定められています。小学校では各学年2~3学級、中学校では各学年4~6学級が目安となります。

本県における学校規模別の学校数の内訳(図3)を見ると、小・中学校ともに標準規模の学校より、標準規模を下回る学校が多い状況となっています。



(図3) R3兵庫県の学校規模別学校数(公立) ※義務教育学校を含む

※上記の標準規模について、国は「地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。」と定めています。また、通学距離の目安として、小学校4km以内、中学校6km以内と示しています。

## 2 児童生徒数の減少による学校規模の適正化の検討に向けて

### (1) 学校規模適正化の検討に向けての考え方

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。そういった観点から、学校教育法施行規則においても、学校規模について国の基準が定められています。

そして、学校規模の適正化を検討するにあたっては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統廃合の適否について考える必要があります。

### (2) 小規模校化に伴う影響

少子化により児童生徒数が減少し、小規模校となると、「一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」、「郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい」等のメリットがある一方で、学校運営上の課題が生じます。学級数の減少と教職員の減少の2つの視点で、どのような課題が生じやすく、それに伴う児童生徒への影響及び学校運営への影響についてまとめました。(表1)

(表1)

視点	児童生徒への影響
学級数の減少	<ul style="list-style-type: none"><li>○集団の中での自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい可能性がある</li><li>○児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい</li><li>○協働的な学びの実現が困難となる</li><li>○進学等の際に、大きな集団への適応に困難を来す可能性がある 等</li></ul>
教職員数の減少	<p>学校運営上での影響</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる</li><li>○教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある</li><li>○児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる 等</li></ul>

### (3) 学校規模の適正化に関する合意形成のプロセス

学校規模の適正化の必要性については、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。特に、通学している児童生徒の声や学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めたビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら、進めていくことが大切です。

以下に、学校規模の適正化に関する合意形成のプロセスを示します。



〈〇〇市(町)の現状と課題〉



児童・生徒数の減少による小・中学校の小規模化の進行

【市町の考え方、地域住民の声として…】

→小規模化の進行により、児童生徒の社会性を育む上での教育環境や学校運営など様々な面における影響が心配 等



〈学校規模の適正化の必要性に関する話し合い〉

小規模化に伴う課題意識や  
将来のビジョンを共有

#### 学校規模適正化委員会等で検討

学識経験者(大学教授等)、保護者、地域の代表、学校関係者等で構成

- 市や町としての域内の新しい学校の「かたち」やビジョンを検討
- 学校規模の適正化を図る上でのルール作りを検討
- 実施したアンケートの分析結果をもとに、統廃合及び小規模校存続について具体的な検討を行う

意見

対象となる地域での  
検討委員会

対象となっている各  
地域、各学校の住  
民や保護者で構成

提案

回答

保護者アンケートや  
地域住民アンケート

依頼

【検討プロセスにおける工夫】




- アンケートを行うに当たっては、就学前児童の保護者や子育てを予定している世帯の意向も適切に把握する
- 広報誌やタウン誌等で検討委員会における検討状況をきめ細かく情報提供する 等





学校規模を適正化する場合に検討すべき項目と対応策

☑ 学校を統廃合する場合

※「国及び県の支援」については、令和3年10月現在の内容

項目	検討すべき項目	対応策	国及び県の支援
<b>指導面</b> 	・児童生徒の環境の変化への対応	・統合予定校の児童生徒同士の計画的な交流	・先行事例の提供【国・県】
	・学校生活のルールの統一	・統合予定校の教職員間の事前調整	
<b>人的措置</b> 	・統廃合による教職員の減少	・地域人材の活用による支援	・激変緩和のため統合校調整加配(統合後2年間)【県】
	・環境の変化に伴う児童生徒や保護者の不安や悩み	・アンケートによる継続的な状況把握	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣【県】
<b>財政措置</b> 	・通学費やスクールバスの運行等に関する費用負担	・市町による財政負担	・へき地児童生徒援助費等補助金(補助期間:5年間)【国】
	・校舎の新設、増築や改築に関する費用負担		・公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金【国】

☑ 小規模校を存続する場合

項目	検討すべき項目	対応策	国及び県の支援
<b>指導面</b> 	・児童生徒が多様な考えに触れる機会の確保 ・児童生徒が切磋琢磨する機会の確保	・小中一貫教育や小規模特認校制度の導入 ・ICT やスクールバス等を活用した学校間交流	・先行事例の提供【国・県】
<b>人的措置</b> 	・教職員への負担増	・地域人材の活用等による支援	・国の標準を上回る複式学級編制基準の設定【県】 (→PI3 Q&A の2へ)
	・中学校における免許外指導		・国の標準を上回る教職員の配当【県】 ・指導困難な複式学級を有する学校への加配【県】
	・クラブ活動や部活動の指導者不足		・小規模中学校への免許外解消のための加配【県】 ・部活動支援員配置への補助【国】

判断

(例えば・・・)

統合する学校の伝統を大切にしつつ、児童生徒のために新しい学校づくりに取り組みたいという願いから統合する判断へ

検討準備委員会等を設置

【学校を統廃合する場合への対応】  
→通学方法への対応(スクールバス)  
→環境の変化への対応 等

詳しくは、P5へ

(例えば・・・)

まちづくりの観点から学校存続の必要性があるという共通理解のもと、統合しない判断へ

【小規模校存続への対応】  
→多様な考えに触れる機会の確保  
→向上心を高める工夫 等

詳しくは、P11へ

統合すると判断

統合しないと判断

# 【学校規模の適正化に関する合意形成のプロセス例】

## 小学校同士の統合の場合

P8へ

A・B小学校ともに児童数が50人以下になり、複式学級が増える



【地域の考え】できるだけ多様な考えに触れて切磋琢磨してほしい

小学校統合へ合意



【市町の考え】両校とも同じ地区内で、小小連携も行っているため、統合もスムーズにでき、教育的効果も見込まれる

目指す学校像

多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することで、一人一人の資質や能力を伸ばす学校



## 中学校同士の統合の場合

P9へ

この先、A・B中学校ともに各学年1学級になっていき、増加の見込みがない



【地域の考え】たくさんの仲間と共に学び合える環境を整えてほしい  
部活動等の集団活動の充実を図ってほしい

中学校統合へ合意



【市町の考え】一つに統合することで、より充実した教育が実現できるようにすることが望ましい

目指す学校像

子どもたちの可能性や創造性を引き出す教育環境、心身ともに健康的で快適な居場所としての教育空間となる学校



## 小中一貫校の場合

P10へ

A小学校、B中学校ともに児童生徒の数が減少し続けている



【地域の考え】学校を統合し、適正な児童生徒数を確保してほしい（アンケート結果より）

小中一貫校へ合意



【市町の考え】適正規模に近づけるとともに、施設一体型小中一貫校の設置を目指す。  
異学年交流によって精神的な発達や社会性の育成等の効果が期待される

目指す学校像

9年間を見通した教育課程を編成し、小学校と中学校の良さを生かした指導や幅広い年齢層の子どもたち同士の交流を実施する学校





### 3 学校を統廃合する場合への対応

#### (1) 統廃合により生じる課題への対応

学校の統廃合には様々な課題が付随します。それらの課題に正面から向き合い解消や緩和に向けた取組を計画的に進めることが重要です。

#### I 子どもに関すること

##### 課題

##### 児童生徒の環境の変化への対応



##### 対応

- ・学校行事や部活動等で、児童生徒同士の交流の計画的実施
- ・PTA や子ども会活動の相互交流
- ・学習や生活のルール、生徒指導の方針等について統合前からの調整
- ・児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するためのアンケートを継続的に実施
- ・児童生徒の細かな変化も見落とさないようにするため、統合前から在籍している教職員の一定数の配置(激変緩和加配の活用)
- ・人間関係を早期に構築する観点から、意図的な集団編成の実施

- 特に、障害のある児童生徒に対しては、一貫した支援のため「個別の教育支援計画」等を確実に引き継ぐことが必要となる。

##### 課題

##### スクールバスの導入による体力の低下や放課後の遊び時間や家庭での学習時間の減少などへの配慮



##### 対応

- ・校門から一定の距離でバスを乗降車させ、運動量の確保に努める
- ・1日の体力づくりの目安を定めるなど、学校教育全体を通じて、体力づくり活動を充実させる
- ・長時間乗車後も、円滑に授業に入れるよう、バスの到着時間と始業時間の間に余裕をもたせ、乗車後に軽い運動の時間や脳の認知機能を活性化させるトレーニングをする時間を設定する
- ・授業終了からバスの乗車時間までの時間に余裕をもたせて、集団での外遊びの時間や、放課後の補習や宿題に取り組む時間を確保する
- ・乗車中も子ども達の学びの時間の確保のために、創意工夫を図る

## II 学校に関すること

### 課題

### 統合に伴う諸事務の計画的な実施



### 対応例

- ・校名、校章、校旗、校歌、校訓等の決定
- ・修学旅行や遠足など、特色ある教育活動の調整
- ・制服やカバン、その他学用品の調整
- ・教材、教具、備品、図書などの整理や廃棄
- ・学校の歴史に関わり保存、展示すべきものの選定
- ・同窓会名簿等の整理、統合
- ・学校保管金、PTA 会計などの整理や引き継ぎ
- ・記念式典の準備と実施、学校史の編さん
- ・PTA 規約の改訂、役員の再選出
- ・統合後の学校運営協議会等のメンバー調整
- ・学校医や学校歯科医等の配置
- ・廃校となる校舎・校地の跡地利用の検討

### 課題

### 通学路の安全の確保



### 対応

- ・通学路の安全点検の定期的な実施
- ・集団登下校や見守りなど、地域全体で安全な登下校方策を策定・実施
- ・警察と連携して登校時のパトロールを実施

## III 地域に関すること

### 課題

### 地域とのつながり・関わりの再構築



### 対応

- ・コミュニティ・スクールの導入
- ・各地域の教育資源の積極的な活用
- ・各地域の行事と連携した年間計画の作成
- ・廃校後の校舎等を活用して、地域住民の参画により、体験活動や学習活動の実施



## 事例 I 多可町立八千代小学校における統合事例

### 【地域の実態】

多可町八千代地区では児童数の減少が続き、複式学級や小規模校が増える

H22.9 多可町学校規模適正化検討委員会に規模と配置の適正化について諮問

H24.2 多可町学校規模適正化検討委員会 答申

多可町小中学校の規模及び配置の適正化について

H24.4 多可町小中学校規模適正化基本方針の策定(令和2年7月一部修正)

### 【多可町における適正な学校規模の考え方】

小学校:複式学級が生じないこと 中学校:1学年2学級以上が確保できること

H24.7 地域の学校教育のあり方について考える会の設置(各区)

H25.9 地域の学校教育のあり方について考える会からの意見書の提出

### 【八千代地区からの意見書】

小規模校では、人間関係が固定化しやすいことや極端な男女の偏りといった影響があるため、3校を早急に統合してほしい

H26.3 「多可町学校規模適正化基本計画」の策定

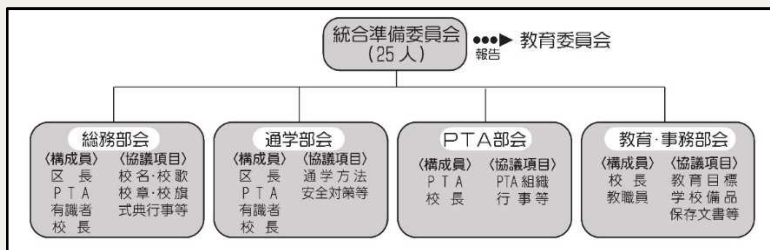
→八千代南小、八千代北小、八千代西小の3校の統合を決定

### 【目指す学校像】

3小学校の伝統を重んじつつ、たくさんの友達の中で学習や遊びを通して、多様な考えに触れ、互いに学び合い、切磋琢磨することで、社会性や協調性、たくましさを育むことを目指す

H26.4 「多可町八千代区小学校統合準備委員会」の設置

→準備委員会と4つの専門部会で検討・協議



→保護者、地域住民と検討・協議の状況を情報共有(統合準備委員会だより)

H28.4 多可町立八千代小学校の開校

八千代区小学校統合準備委員会 HP <https://www.town.taka.lg.jp/kyoiku/junbi/>



## 事例Ⅱ 三木市立志染中学校、三木市立緑が丘中学校における統合事例

### 【地域の実態】

三木では100人規模を下回る中学校が増え、切磋琢磨する機会の確保が難しく、部活動の編成も困難になってきた

H27.8 総合教育会議で小規模校の解消についての議題があがり、協議を開始

### 【三木市における適正な学校規模の考え方(文科省手引より)】

学級数に関する視点(望ましい学級数の考え方)

法令上学級規模の標準は、小・中学校ともに12学級以上18学級以下とされていますが、全年学でクラス替えを可能にし、同学年に複数の教員を配置するため、1学年2学級以上あることが望ましい

H29.3 第1回三木市学校環境あり方検討会議(有識者会議)の開催

→アンケート実施の決定

H30.7 第1回(通算第3回)三木市学校再編検討会議(改称した有識者会議)の開催

→アンケート分析結果をもとに統合について具体的な検討を開始

### 【志染地区からのアンケート結果】

- ・6割以上の方が、中学校の環境整備について「新たな方法で進める」と回答
- ・生徒数が少ないことを多くの保護者が心配
- ・部活動の種類が限定されることが不安

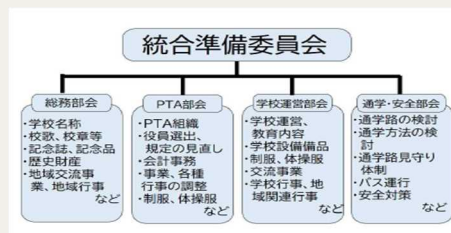
R1.8 第3回(通算第9回)三木市学校再編検討会議の開催

→「学校再編の実施方針に係る提言」を三木市教育委員が受領

R1.10 「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」を策定

→正式に三木市立志染中学校と三木市立緑が丘中学校の統合が決定

「志染・緑が丘中学校区 統合準備委員会」を設置し統合について検討・協議



### 【目指す学校像】 「21世紀を担う心豊かでたくましい生徒の育成」

心豊かな生徒・たくましい生徒・学び合う生徒を目指す

R3.4 三木市立志染中学校→三木市立緑が丘中学校と統合

志染・緑が丘中学校区統合準備委員会HP

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/61/18041.html>



統合準備委員会だより(抜粋)





## 事例Ⅲ 加東市立東条学園小中学校における統合事例

加東市では、平成28年1月の定例教育委員会で、中学校区ごとに、小中一貫校を開校することとし、その開校時期等を以下のように決定しました。

○東条地域：平成33（令和3）年度

○社 地域：平成36（令和6）年度

○滝野地域：平成39（令和9）年度

※社地域については、令和7年度開校に変更

- ・開校のおおむね5年前に開校準備委員会を設置
- ・施設の形態は全て一体型校舎の開校をめざす

東条地域については、令和3年4月、東条中学校、東条東小学校、東条西小学校が統合され、義務教育学校の東条学園小中学校として、新たに開校しました。

### 【統合に向けたプロセス～東条地域～】

【地域の考え】東条西小学校保護者から小規模校の課題解消を強く望む声上がる

【市の考え】市としても小中一貫教育を推進しており、教育的効果を考えると一体型校舎が望ましい

加東市東条地域小中一貫校開校準備委員会を設置し、統合に向けた協議へ（H28）

現在、新校舎が令和3年11月に完成予定のため、児童と生徒は離れた校舎で生活していますが、令和4年1月からは県内で初めて、1つの校舎で1～9年生の児童生徒が生活することになります。

完成イメージ図



### 【目指す学校像】

- 「東条はひとつ」を合言葉に、地域とともにある学校を目指す
- 9年間の生活を通して、東条地域の子ども達にふるさとを愛する心を育むとともに、ともに学び、ともに支え合い、ともに力強く生き抜く力を高めることを目指す

## 小中一貫校の導入について

学校規模の適正化を考える上で、同じ校種の統廃合に加えて、近年では、子どもの発達の早期化やいわゆる中1ギャップへの効果的な対応学習内容の高度化への対応等の観点から、小中一貫教育の導入を一体的に考える市町が増えています。

特に地域の児童生徒数が少ない場合は、小・中学校段階を一体的に捉えて、一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異学年交流の機会の大幅な拡大などが可能となり、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待できます。

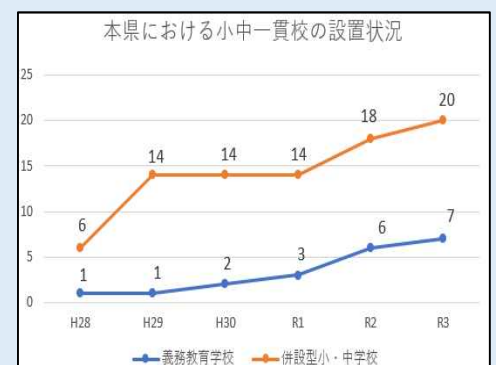
○本県における小中一貫校の設置状況（令和3年度現在）

### 【義務教育学校】7校

- ・神戸市1校 ・西宮市1校 ・加東市1校 ・姫路市3校
- 養父市1校

### 【併設型小・中学校】20中学校区

- ・明石市1中学校区 ・小野市4中学校区 ・宍粟市1中学校区
- ・豊岡市9中学校区 ・養父市3中学校区 ・丹波市1中学校区
- ・南あわじ市1中学校区



## 4 小規模校を存続する場合への対応

### (1) 小規模校の課題の解消と緩和

教育の機会均等を確保する観点から、小規模であることの課題(→P2)を解消したり、緩和したりする方策を講じることが重要です。

#### 課題Ⅰ 社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保

##### 【解消・緩和策】

- ・小中一貫教育(併設型小・中学校)を導入し、一定の集団規模の確保
- ・小規模特認校制度の導入等により、児童生徒数や多様性の確保
- ・上級生をリーダーとする異学年集団での年間を通じた協働学習や体験学習の計画的な実施
- ・ICTを活用し、他校との合同授業の継続的・計画的な実施(事例→P12へ)
- ・定期的に互いの学校を訪問して合同授業や合同行事を行うためのスクールバス等の導入
- ・近隣の小学校による自然学校の合同実施
- ・幼児教育施設や社会福祉施設との連携により、異年齢交流の機会の確保
- ・多様な意見に触れさせるために、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進して、社会性を涵養する機会の確保
- ・ホームステイの受け入れや通学合宿等による集団生活や自治的活動の実施
- ・都会の子ども達のキャンプに参加するなど、異なる環境で育った子ども達との交流の場の確保

#### 課題Ⅱ 切磋琢磨する態度や向上心を高める

##### 【解消・緩和策】

- ・個別指導、補習の継続的な実施、ICTの効果的な活用による基礎学力の保障
- ・他校との合同授業や合同行事の実施(事例→P12へ)
- ・各種の検定やコンクールに積極的な参加
- ・他の地域の学校を「姉妹校」に指定して交流を深め、学校間での切磋琢磨により児童生徒の意欲を高める環境づくり
- ・社会見学や修学旅行、体験活動などの機会を活用して、早い段階から様々な進路の選択肢を意識することにより、学習意欲の向上を図るなどの工夫



## (2) 兵庫県内の小規模校の取組事例

統合ではなく小規模校を存続させる場合、学校は子ども達の教育の機会均等を確保するために、様々な取組を行う必要があります。以下は、特徴的な取組事例です。

### 事例Ⅳ 姫路市立安富北小学校と姫路市立苅野小学校との合同オンライン授業

#### 学校同士をオンラインでつなげた事例

多様な意見に触れる機会が少ない等の小規模校の課題を ICT 機器を活用して解消しようとしている取組です。児童数が少ない小規模校の安富北小学校と苅野小学校では、ビデオ会議システムで両校の教室をつなぐ取組を行いました。

5年生児童が、オンラインで国語の授業に参加しました。事前に考えた俳句を詠み合った後、感想を交流し、アンケートフォームを活用して優秀作品を決めました。等身大で投影された画面の友達に向かって話し合う場面では、少し緊張しながらも自分の思いや考えをしっかりと伝えようとしていました。ICT の活用により、時間や空間を問わずに、双方向でやりとりを行うことで、多様な考えに触れ、協働して学習に取り組む機会となりました。



「クラスメートが増えたみたい!」と子ども達からは喜びの声が上がっていました。

### 事例Ⅴ 三木市立志染小学校と洲本市立都志小学校との交歓会

#### 他市町との連携を図った事例

昭和39年から校名の「志」が共通する志染小学校と都志小学校の交流が行われています。隔年で両校が受け入れを行い、校歌を歌ったり、名刺交換、班対抗競争や丸太切り競争をしたりするなど、認め合い、協力し合う場面を設定し、児童の資質・能力を伸ばす取組を行っています。



名刺交換



班対抗競争や丸太切り競争をする様子





小規模の特性を生かした個に応じた教育や学校間の交流による体験活動など、特色のある取組をまとめています。

詳しい内容は、兵庫県教育委員会が作成した「**小規模校交流促進事業事例集**」をご覧ください。



小規模校交流促進事業事例集：[https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/07syochuren/pdf/03\\_01\\_jirei.pdf](https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/07syochuren/pdf/03_01_jirei.pdf)

(次のページ) 学校の統廃合及び小規模校に関する Q&A 集  

## 5 学校の統廃合及び小規模校に関するQ&A

このQ&Aは、資料の中に出てきた公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する制度等について、具体的な事例をもとに説明していますので、併せてご活用ください。

Q1

義務教育学校とは、どのような学校なのですか？(本資料 P1.10に関連)

A1

平成27年6月、学校教育法等関係する法律が改正され、義務教育段階の9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を行う小中一貫教育が制度化されました。

これにより、平成28年4月から、小学校と中学校を1つにして、9年間を修業年限とした義務教育学校の設置が可能となりました。

また、現在の小学校と中学校のかたちを残したまま小中一貫教育を進めることも可能です。(併設型小・中学校、連携型小・中学校)



小中一貫教育の制度化の内容や成果と課題など、詳しい内容は、兵庫県教育委員会が作成した「小中一貫教育リーフレット」をご覧ください。



[https://www.hyogoc.ed.jp/~gimubo/07syochuren/pdf/01\\_01\\_leaflet.pdf](https://www.hyogoc.ed.jp/~gimubo/07syochuren/pdf/01_01_leaflet.pdf)

Q2

複式学級となる基準は、どのように定められているのですか？(本資料 P1.2に関連)

A2

複数の学年の児童生徒数が一定人数を下回る場合、「複式学級」(2つ以上の学年をひとまとめにした学級)を編制しなければなりません。

国が学級編制の基準を定めた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、複式学級の基準を以下のように定めていますが、兵庫県では独自の基準を設けて、複式学級の条件を緩和しています。

学校種	内 容	国の基準	兵庫県の基準
小学校	2つ以上の学年の児童数の合計	16人	14人
	上記で第1学年を含む場合	8人	8人
中学校	2つ以上の学年の生徒数の合計	8人	設けない

### Q3

コミュニティ・スクールとは、どのような制度なのですか？(本資料 P6～7に関連)

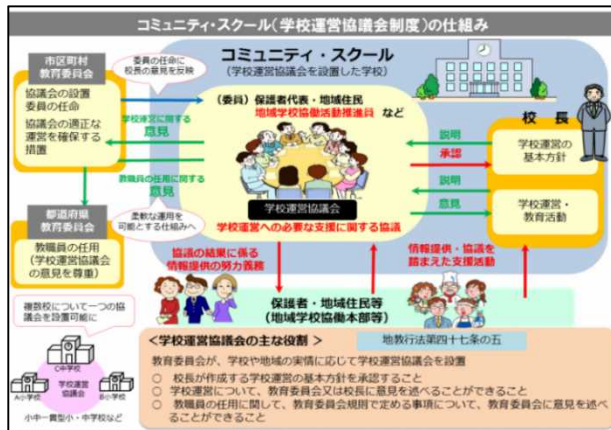
### A3

学校の統廃合に伴い、通学区域が拡大することや、一部の地域から学校がなくなることにより、統廃合後の学校と地域との関係が希薄化されることが懸念されます。また、学校は、地域のコミュニティの精神的支柱とも言うべき側面をもっていることから、当該学校が持っていた多様な機能をどのように地域社会において維持・発展させていけるのか等について、丁寧な議論を行っていく必要があります。

「学校運営協議会制度」(コミュニティ・スクール)は、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針

や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものです。

統廃合の検討プロセスの中で、各対象校にコミュニティ・スクールを導入することにより、新しい学校づくりに地域の意見を反映させるといった工夫も考えられます。



### Q4

小規模特認校制度とは、どのような制度なのですか？(本資料 P11、12に関連)

### A4

小規模特認校制度とは、「学校選択制」の一形態である「特認校制」のうち、「小規模校」において取り入れられている制度で、従来の通学区域を残したままで、特定の学校について、通学区域と関係なく、当該市町内のどこからでも通学を認めるものです。

小規模特認校では、特色ある教育を推進し、区域外の児童生徒を呼び込むことにより、子どもたちの活動を充実させることや、複式学級の解消など学校の活性化を図ることをねらいとしています。

○本県における小規模特認校の導入状況(令和3年度現在) 9校  
神戸市2校、三田市1校、猪名川町2校、西脇市1校、養父市1校、南あわじ市2校

#### ～養父市立建屋(たきのや)小学校での取組～

養父市立建屋小学校では、小規模校のメリットを生かして特色ある教育を進めています。令和3年度の全校児童は43人で、うち15人が制度を利用して通学しています。

#### 【特色ある取組】

- ・ALTの常駐により、日常的にネイティブな英語にふれる活動の実施
- ・インターネット利用によるオンライン英会話で外国人講師と対話する英語学習
- ・劇団の演劇指導による表現力の育成
- ・校区内の農園での収穫体験(イチゴ狩り) 等

少子化に対応した教育の充実に向けて  
～公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等の検討にあたって～

令和3年10月発刊

編集発行 兵庫県教育委員会  
所在地 〒650-8567  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1  
電 話 078-341-7711(代表)

